

【県立学校に関する取組】

プランの取組内容	令和5年度の取組（予定）
<b>（1）組織マネジメントに関する方策</b>	
<b>① P D C Aサイクルによる取組の推進</b>	
ア 働き方改革に係る学校の目標の設定の働きかけ	○年度初め、ワーク・ライフ・バランス推進目標の設定を依頼する。なお、働き方改革プランが改定されたことから、各学校の実情に合わせ、プランに基づいた目標を設定するよう通知文に記載する。
イ 校長の業務目標における働き方改革に係る目標設定	○各県立学校長の自己目標の設定に当たって、「学校における働き方改革」や教職員の負担軽減に資する目標を盛り込むよう依頼する。
<b>② 教職員の在校等時間の把握の徹底</b>	
ア ICTを活用した客観的な把握	○ICカードを用いた校務支援システムによる勤務状況の把握を全ての県立学校で実施する。
イ 虚偽の記録に関する指導	○適正な在校等時間の管理が図られるよう、県立学校に対して機会を捉えて指導、助言を行う。 ○虚偽の記録をしない、又はさせないよう、県立学校長会議など機会を捉えて指導する。
ウ 長時間勤務の改善に向けた指導・助言	○学校訪問等の機会を捉えて、各校長へ長時間勤務の改善について喚起する。 ○学校訪問時に職員玄関の開錠・施錠記録を確認するとともに、学校運営協議会で働き方改革について話題にってもらう等、学校が行っている取組について助言する。
<b>③ 教職員のメンタルヘルス対策の実施</b>	
ア ストレスチェックの実施	○全ての県立学校において、ストレスチェック及び面接指導を希望する高ストレス者に対し医師による面接指導を実施する。
イ 公立学校共済組合と連携したメンタルヘルス等健康相談事業の充実	○公立学校共済組合と連携し、面接・電話・ウェブによる相談事業、カウンセラー等の派遣事業を実施する。
<b>（2）働きやすい環境を構築するための方策</b>	
<b>① 教職員の意識改革</b>	
ア 総合学校教育センターで実施する研修講座等への講義の導入の検討	○総合学校教育センターで実施する研修講座等において、ワーク・ライフ・バランスを踏まえたマネジメントや勤務時間を意識した働き方等に係る講義の導入をについて検討する。
イ 働き方改革に資する好事例の周知	○文部科学省が作成する事例集の活用呼びかけ及びWLB通信を活用した好事例の周知を行う。

プランの取組内容	令和5年度の取組（予定）
② 保護者・地域住民等の理解・協力の下での取組の推進	
保護者、地域住民、関係団体等に対するプランの周知及び理解と協力を得るための働きかけ	○教育広報あおりけんやPTA連合会総会等の機会を捉え、教職員の働き方改革への理解と協力を呼びかける。
③ ワーク・ライフ・バランスの推進	
ア 各種休暇の周知、理解の浸透	○各種研修講座等において、休暇制度の周知を行う。 ○年次休暇や夏季休暇の計画的な利用等について、通知を発出する。
イ 学校閉庁日の設定日数拡大の働きかけ、対象期間拡大の検討	○学校閉庁日について、年間3日以上設定するよう、県立学校に働きかける。 ○長期休業期間以外の学校閉庁日の設定について、他県の状況など、情報収集を行う。
ウ 勤務時間外の学校への電話対応の在り方の検討	○勤務時間外の電話対応の在り方について、他県の状況など、情報収集を行う。
エ 四週間単位の変形勤務時間制の活用 の推進	○各種研修講座等において、四週間単位の変形勤務時間制の周知を行う。
④ 専門スタッフの活用	
ア スクールカウンセラーの配置、速やかな派遣	○定期派遣校として10校に配置する。（県立中学校1校、県立高校8校、特別支援学校1校） ○その他の学校については、要請に応じて速やかに派遣する。
イ スクールソーシャルワーカーの配置、速やかな派遣	○県立高校6校に配置する。 ○その他の学校については、要請に応じて速やかに派遣する。 ○スクールカウンセラーと同一日に勤務できる日を定期的に設けるなど、スクールカウンセラーと連携して問題の改善を図る。
ウ 部活動指導員の配置	(3) ②に同じ
エ スクール・サポート・スタッフの配置、有効活用に関する情報提供	○県立高校に26人、特別支援学校に20人（各校1名）を配置する。 ○スクール・サポート・スタッフ配置校における課題や業務の依頼方法等を取りまとめた事例集について、配置校からの意見等を踏まえ内容の更新を行い、情報提供を行う。
オ 学校図書館サポーターの配置	○県立高校10校に配置する（10校のうち4校は兼務）。
カ スクールライフサポーターの配置	○県立高校3校に配置する。
キ スクールロイヤールの配置、速やかな派遣、有効活用に関する情報提供	(5) ②に同じ

プランの取組内容	令和5年度の取組（予定）
(3) 部活動による負担を軽減するための方策	
① 部活動の指針の徹底	
ア 休養日及び活動時間の遵守に関する指導 (運動部)	○「運動部活動の在り方に関する研修会」を開催し、管理職及び部活動の指導者等に「運動部活動の指針」の浸透を図ることで、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を整備する。 ○運動部活動調査を実施することで活動状況を把握し、県高等学校長会、県高体連、県高野連等と活動状況について情報共有を図る。
(文化部)	○部活動の適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定の定着を図るため、県立学校に対して継続的に働きかける。
イ 関係機関に対する大会運営等の見直しに関する働きかけ (運動部)	○県高体連等の会議に参加し、大会の開催状況について情報共有を図るとともに、大会運営について必要に応じて助言する。 ○県高体連を通じて、各競技団等に対して大会の開催方法や開催日数等について、見直しの検討を図っている。
(文化部)	○県高文連と大会運営等に係る情報共有を図り、必要に応じて見直しに係る助言を行う。
ウ 参加する大会等の精選に関する学校への働きかけ (運動部)	○「運動部活動の在り方に関する研修会」を開催し、管理職及び部活動の指導者等に「運動部活動の指針」を周知することで、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。 ○「運動部活動の指針」に基づく活動となるよう県高等学校長会、県高体連、県高野連等と活動状況について情報共有を図るとともに、必要に応じて助言する。
(文化部)	○学校から相談があった場合、必要に応じて助言する。
② 部活動指導員の活用	
ア 部活動指導員の配置 (運動部)	○県立中学校1名、県立高校6校各1名を配置。15市町村35名分を補助する。 ○部活動指導に係る負担が大きい学校に部活動指導員を配置し、負担軽減を図る。
(文化部)	○文化部活動の指導に係る負担が特に大きいと認められ、教員の負担軽減に取り組むために配置を希望する県立高等学校及び県立中学校に文化部活動指導員を配置し、負担軽減を図る。
イ 部活動の適正化や指針の浸透のため、部活動指導員に対する研修の実施 (運動部)	○学校管理職及び部活動の指導者等を対象にした「運動部活動の在り方に関する研修会」を開催し、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
(文化部)	○文化部活動支援員に対し、生徒への接し方や指導者の心構え等に関する研修を実施する。

プランの取組内容	令和5年度の取組（予定）
<b>③ 部活動の地域移行の推進</b>	
中学校における休日の部活動の地域移行の推進 （運動部）	○青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画を策定するとともに、県立中学校をモデル校として、休日の部活動の地域移行に係る課題について実践研究に取り組む。
（文化部）	○県立三本木高等学校附属中学校に配置する文化部活動指導員を活用し、同中学校での地域移行に向けた検討を進める。
<b>（4）成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策</b>	
<b>① ICT活用の推進</b>	
ア 統合型校務支援システムの効率的な運用	○成績処理等の業務の効率化を図り、教員が子どもたちと向き合う時間を確保する。
イ 学習教材コンテンツ等ICT教育のサポート	○グーグルドライブ等を活用し、学習指導案等の実践事例や学習教材コンテンツを学校間で共有できるようにする。
ウ 学校への連絡・調査等について、職員ポータル及び統合型校務支援システムの活用	県立学校への連絡事項等については、「ウェブメール」や「回覧・レポート」等ポータルシステムのほか、統合型校務支援システムの「アンケート」等を活用する。
エ 要項・運用・マニュアル等について、学校が随時確認できるよう、職員ポータルや統合型校務支援システムへ掲載	○要項・運用・マニュアル等について、学校が随時確認できるよう、職員ポータルや統合型校務支援システムの「スクールウェア」を活用する。 ○フォルダを整備し、学校における資料閲覧の利便性向上を図る。 ○監査等に係る情報提供について、メールによる通知だけではなく、文書管理において、当年度の通知や指摘事項等の情報を参照できるようにし、利便性の向上を図る。
オ 会議等のweb会議システムやオンデマンド配信の活用	（5）①イに同じ
カ 学校と保護者等間の連絡手段の在り方の研究	○ICTを活用する際のシステムに関する助言等 ○学校と保護者等間の効果的な連絡手段について情報収集し、必要に応じて情報提供する。 ○学校から保護者への緊急時の連絡手段として、緊急連絡メールの一斉送信を実施する。 ○学校と保護者等間の効果的な連絡手段について、他県の情報収集等を行う。
<b>② 報告書の様式等の簡素化</b>	
ア 様式等事務手続きの簡略化	○事業等に係る事務手続で、簡略化できる様式・手続があるか検討する。 ○照会への回答様式等を可能な限り簡略化する。 ○監査結果等の報告を青森県電子申請・届出システムにより行うことを基本とし、書類作成及び差替え作業等の負担を軽減。
イ 報告や回答の簡略化	○事業等に係る報告・回答で、簡略化できるものがあるか検討する。 ○調査を実施する際は、鑑不要であることを周知する。 ○給与関係の調査は、電子メールのみでの提出（紙媒体での提出不要）とし、かがみ文書も不要とする。

プランの取組内容	令和5年度の取組（予定）
③ 調査内容・方法等の見直し	
ア 調査の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県教育委員会が実施する調査の見直しの方法を検討する。</li> <li>○調査内容が簡略化できるものがあるか、調査事項が削減できないか検討する。</li> <li>○エクセル形式及びフォームを活用するなど調査方法を工夫する。</li> <li>○学校を対象とした調査について、これまで記述式で回答してもらっていたものを選択式にする。</li> </ul>
イ 必要性を検討した上での調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要性の低いものについては廃止を検討する。</li> <li>○調査事項の廃止や削減について検討する。</li> <li>○進路状況調査など、他課の調査を複数合わせて当室の分析データとしてできるものは、学校に調査しないこととする。</li> <li>○学校に対する調査は必要最小限とする。</li> </ul>
ウ 学校への連絡・調査等について、職員ポータル及び統合型校務支援システムの活用	(4) ①ウに同じ
④ 事務処理の効率化	
ア 高等学校等就学支援金の申請事務のオンライン化	○全校を対象に保護者等による申請事務のオンライン化を実施する。
イ 全ての学校において学校徴収金（学校給食費を含む。）の徴収の口座振替の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現金で徴収している給食費について、口座振替への移行や本県における給食費の徴収に係る制度設計を行い、特別支援学校の事務長等と意見交換をしながらより良い形を検討する。</li> <li>○学校訪問時や校長会等の機会を捉え、口座振替について説明し、推奨する。</li> </ul>
(5) 外部対応による負担を軽減するための方策	
① 校外の会議・研修の見直し	
ア 会議・研修等について、在り方を検討した上での実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要性や在り方について検討した上で実施する。</li> <li>○会議の出席の仕方を見直し、前年度から継続している担当者については同じ内容の会議への出席を不要とする。</li> </ul>
イ 会議等のWeb会議システムやオンデマンド配信の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまで集合式で行っていた会議をオンライン形式で行う。</li> <li>○参集型とオンラインによるハイブリット形式で研修会を実施する。</li> <li>○オンラインで開催している会議は継続、集合型で開催している会議は、オンラインでの開催を検討する。</li> <li>○会議等のオンデマンド配信への切替を検討する。</li> </ul>
② 学校運営上のトラブルに対応する教職員の負担軽減	
スクールロイヤーの配置、速やかな派遣、活用事例等の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年3回の定期相談会や学校への派遣等により法務相談を実施する。</li> <li>○外部対応に係る教職員の研修会を実施する。</li> <li>○活用事例集に作成に向け、事例の収集を行う。</li> </ul>

「学校における働き方改革プラン（R5～R7）」に基づく県教育委員会の取組

【市町村教育委員会に対する支援】

プランの取組内容	令和5年度の取組（予定）
<p>・学校における働き方改革に資する好事例の周知</p>	<p>○文部科学省が作成する事例集の活用呼びかけ及びWLB通信を活用した好事例の周知を行う。</p>
<p>・メンタルヘルス等健康相談事業の充実</p>	<p>○公立学校共済組合と連携し、面談・電話・ウェブによる相談事業、カウンセラー等の派遣事業、希望する小中学校対象のストレスチェックを実施する。</p>
<p>・保護者や地域住民の理解・協力の下での取組の推進</p>	<p>○教育広報あもりけんやPTA連合会総会等の機会を捉え、教職員の働き方改革への理解と協力を呼びかける。</p>
<p>・専門スタッフの活用 （スクールカウンセラー）</p> <p>（スクールソーシャルワーカー）</p> <p>（部活動指導員／運動部）</p> <p>（部活動指導員／文化部）</p> <p>（スクール・サポート・スタッフ）</p> <p>（スクールロイヤー）</p>	<p>○県内全ての公立小中学校に配置する（市町村独自配置を含む。）。</p> <p>○同一市町村で同一スクールカウンセラーが配置されている学校間での配置日時（時間）の交換等を促進し、スクールカウンセラーを効率的・効果的に活用する。</p> <p>○全ての公立中学校区に対応する（中核市を除く。）。</p> <p>○教育委員会の要請に応じて速やかに派遣する。</p> <p>○スクールカウンセラーと同一日に勤務できる日を定期的に設けるなど、スクールカウンセラーと連携して問題の改善を図る。</p> <p>○市町村立中学校について、15市町村に35名分を補助する。</p> <p>○部活動指導に係る負担が大きい学校に部活動指導員を配置し、負担軽減を図る。</p> <p>○休日の部活動の地域移行に向けた体制整備と連携した配置を検討していく。</p> <p>○配置を希望する市町村立中学校に文化部活動指導員を配置し、負担軽減を図る。</p> <p>○小・中学校に42人を配置する。</p> <p>※このほか、新型コロナウイルス感染症対策に係るスクール・サポート・スタッフを配置する。</p> <p>○スクール・サポート・スタッフ配置校における課題や業務の依頼方法等を取りまとめた事例集について、配置校からの意見等を踏まえ内容の更新を行い、情報提供を行う。</p> <p>○年3回の定期相談会や学校への派遣等により法務相談を実施する。</p> <p>○外部対応に係る教職員の研修会を実施する。</p>

プランの取組内容	令和5年度の取組（予定）
<p>・中学校における休日の部活動の地域移行に関する支援</p>	<p>○青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画を策定し、各市町村の取組を推進するため、市町村担当者を対象とした協議会を実施することで情報共有を図るとともに、市町村の取組を支援していく。</p> <p>○地域運動部活動推進に関する部活動担当者協議会において、各市町村における取組状況や課題等について情報共有を図る。</p>
<p>・「部活動の指針」の徹底の働きかけ （運動部）</p> <p>（文化部）</p>	<p>○「運動部活動の在り方に関する研修会」を開催し、管理職及び部活動の指導者等に「運動部活動の指針」を周知することで、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。</p> <p>○「文化部活動のあり方に関する研修会」を開催し、管理職及び部活動の指導者等に「文化部活動の指針」を周知することで、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。</p>
<p>・統合型校務支援システムの導入に係る情報提供</p>	<p>○統合型校務支援システムの共同調達・共同運用に当たり、各自治体の要請に応じて他管の自治体の進捗状況について情報提供するほか、関係市町村・業者を交えた協議の場を設定する。</p>
<p>・web授業動画、デジタル教材、学習教材コンテンツ等の紹介</p>	<p>○総合学校教育センターのHP等を活用し、web授業動画、学習指導案等の実践事例や学習教材コンテンツを学校間で共有できるようにする。</p>
<p>・調査の精選や様式・報告書の簡素化</p>	<p>○エクセル形式及びフォームを活用した調査方法の工夫</p> <p>○事業等に係る事務手続や報告・回答等で、簡略化できるものがあるか検討する。</p>